

6月10日（第2日）

6月10日(金)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
市民生活部長	山田 淳	福祉保健部長	峰崎 竜昌
産業部長	長原 和哉	土木建築部長	木村 成弘
企画部長	渡辺 高久	会計管理者	島津 慎二
教育次長	小栗 賢	危機管理監	岡野 数正
消防長	丸石 正男	企業局長	前 政司
選挙管理委員会事務局長	山井 法男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂 典幸
議会事務局次長	前田 憲浩

議事日程

日程第1	報告第3号	平成27年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第2	報告第4号	平成27年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第3	議案第44号	江田島市部等設置条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第45号	江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第46号	江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正す

- る条例案について
- 日程第6 議案第47号 沖美市民センター新築工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第7 議案第48号 三高小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第8 議案第49号 平成28年度江田島市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第50号 平成28年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまから、平成28年第3回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第3号

○議長（山根啓志君） 日程第1、報告第3号 平成27年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

昨日に引き続いて、定例会2日目、大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいま上程されました報告第3号 平成27年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書2ページの繰り越し計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条、第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 報告第3号につきまして、議案書2ページの平成27年度江田島市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書により説明いたします。

一般会計における繰り越し事業は、2款総務費で、情報管理事業、戸籍住民基本台帳一般事業の2事業。3款民生費で、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、介護サービス基盤整備事業の2事業。6款農林水産業費で、農業振興事業、畑地総合整備事業、水産業振興対策事業及び水産業施設維持管理事業の4事業。7款商工費で、観光振興事業の1事業。8款土木費で、道路維持管理事業、道路改良事業及び港湾建設事業県負担金の3事業。10款教育費で、小学校施設整備事業の1事業。11款災害復旧費で、水産業施設災害復旧事業の1事業。

以上、14事業、総額5億490万円の繰越額の議決を2月の定例会でいただいております。

そのうち、2款総務費の戸籍住民基本台帳一般事業と8款土木費の港湾建設事業県負担金で、繰越額が減額となり、翌年度繰越額の総額が4億9,945万8,000円となりました。

なお、繰り越しに係る財源内訳は、既収入特定財源はゼロ円。未収入特定財源として、

国・県支出金が2億2,422万9,000円、地方債が1億2,730万円、その他が17万5,000円、一般財源が1億4,775万4,000円でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で報告第3号の報告を終わります。

## 日程第2 報告第4号

○議長（山根啓志君） 日程第2、報告第4号 平成27年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第4号 平成27年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越に関しましては、議案書4ページの繰越計算書のとおり、予算を繰り越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 報告第4号につきまして、議案書4ページの平成27年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書により説明いたします。

内容は、建設改良費の処理場整備事業として3,200万円を繰り越すものです。具体的には、能美町の中田浄化センター更新改築工事を繰り越したものです。2月に議決をいただいたものと同額でございます。繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金1,725万円、企業債1,250万円、損益勘定留保資金225万円でございます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で報告第4号の報告を終わります。

## 日程第3 議案第44号及び日程第4 議案第45号

○議長（山根啓志君） この際、日程第3、議案第44号 江田島市部等設置条例の一部を改正する条例案について及び日程第4、議案第45号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案についての2つの議案を一括議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第44号及び議案第45号についてでございます。

最初に、議案第44号 江田島市部等設置条例の一部を改正する条例案についてでご

ざいます。

市役所本庁の移転に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書8ページ、議案第45号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

市役所本庁の移転に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長及び市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第44号について説明いたします。

本議案につきましては、本年8月1日の本庁移転に伴いまして、現在産業部が所掌しております消費生活に関する事務を市民生活部に移管し、市民生活課窓口消費生活相談員を配置するため、事務の移管を行うに当たりまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、本会で議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、6ページが改正条文、7ページに参考資料として江田島市部等設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表を添付しております。

7ページの参考資料により説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。

右側に現行条例を、左側の欄に改正案をあらわし、改正部分を抜粋しており、下線部について改正を行おうとするものでございます。

部などの分掌事務を第2条に規定しております。このうち、市民生活部の所掌する事務に第2号として消費生活に関するものを加え、産業部の項第4号の消費生活に関するものを削るものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました改正内容をそれぞれ項目別に規定し、附則としてこの条例は平成28年8月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第45号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例は、地方自治法155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所、出張所及び連絡所の設置を定めたものですが、別表において名称、位置、所管区域を定めております。このたびの市役所本庁移転に伴い、条例に新たな支所の追加と廃止される支所の削除を規定しようとするものです。

議案書9ページに条例案を、10ページ、11ページに参考資料として新旧対照表をお示ししております。条例の内容について参考資料で説明させていただきますので、議案書10ページをごらんください。

表の右が現行、左側が改正案となっております。改正案にあります別表の江田島市、江田島支所の項の次に江田島市能美支所の項を加えます。また、江田島市大柿支所の項を削除いたします。

附則第2条による改正として、江田島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正として、第7条公表の方法に規定した掲示場の位置を大柿支所から能美支所へ改正いたします。

議案書10ページから11ページにかけて、附則第3条による改正として、江田島市防災行政無線局条例の一部改正として移動系基地局及び移動系陸上移動局の廃止に伴う規定を整理いたします。

議案書9ページをごらんください。

附則としてこの条例の施行日は平成28年8月1日としております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で議案第44号及び議案第45号の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、議案第44号 江田島市部等設置条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第44号 江田島市部等設置条例の一部を改正する条例案については原案のとおり決定することで賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第45号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案については原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第46号

○議長(山根啓志君) 日程第5、議案第46号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第46号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

宮ノ原交流プラザを設置するに当たりまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条、第1項、第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長(山根啓志君) 渡辺企画部長。

○企画部長(渡辺高久君) ただいま議題となっております、議案第46号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

平成28年6月末日に完成を迎える宮ノ原交流プラザが設置されることに伴い、現行条例の一部改正を行うものです。

議案書13ページをお開きください。

13ページから15ページに改正条文を、16ページから17ページに新旧対照表を参考資料として添付いたしております。

16ページをお願いいたします。

江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表で御説明いたします。

今回、一部改正する条例は、江田島市交流プラザ設置及び管理条例でございます。

新旧対照表右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行うものです。

第2条中、右側1行目、まちづくりや地域活動を、左側、まちづくり、地域活動及び生涯学習に。2行目、地域交流活動の後に、及び生涯学習活動を加えるように改めます。

次に、第3条の表について、宮ノ原交流プラザの名称、位置を加え、左側改正案の表のとおりに改めます。

参考資料中段の別表、第6条関係については、宮ノ原交流プラザの関係部分を加え、左側改正案のとおりに改めます。

次に、附則による改正でございますが、今回の条例改正に伴い、2つの条例について附則による改正を行うものでございます。

まず、附則第2条江田島市公民館設置及び管理条例の一部改正でございます。

宮ノ原交流プラザに宮ノ原公民館の機能を移転し、現在の宮ノ原公民館を廃止するため、本条例第2条の表中、宮ノ原公民館の部分の名称及び位置を削除いたします。

次ページをお開きください。

右側の現行の別表、第11条関係の宮ノ原公民館の表を削除いたします。

次に、附則第3条江田島市隣保館設置及び管理条例の一部改正でございます。

宮ノ原隣保館につきましては、施設を移転するため、附則による改正を行うものです。

本条例第2条の表中、宮ノ原隣保館の位置について、右側下線部1丁目14番12号を、左側下線部2丁目21番1号に改めます。また、別表第11条関係の表の部屋名、1時間当たりの使用料について、宮ノ原交流プラザに併設される宮ノ原隣保館の部屋名、部屋面積に合わせて改正を行うものです。

14ページにお戻りください。

附則として、第1条施行期日、この条例は平成28年7月1日から施行する。ただし、次条の規定による改正後の江田島市公民館設置及び管理条例の規定は平成28年7月30日から施行するといたしております。

附則第2条江田島市公民館設置及び管理条例の一部改正、及び附則第3条江田島市隣保館設置及び管理条例の一部改正につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 1点ほどお尋ねしますが、参考資料のところで、下の附則第2条による改正がありますよね、そこで、これ公民館の名称及び位置は次のとおりとすると、現行と同じようになっておるんですが、ということは、宮ノ原交流プラザというのは公民館も一緒に入っているということなんですか。公民館は別じゃなしに、交流プラザというんじゃなしに、交流プラザの中に宮ノ原公民館もありますよということで、公民館活動としては今までどおりやると、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 宮ノ原交流プラザの中に宮ノ原公民館の機能を移転するというのでございます。公民館という名称はなくなりますが、そこでやられていた生涯学習活動については、従前と同じように交流プラザで行われていくということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ということは、公民館の名称はないけどやることは同じだということで理解してよろしいですか。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 関連するようなんですが、今の仕事をそのままいくということですが、今までは公民館の行事ですか、それを主体にやられておったわけで、今度は公民館ではなしに、具体的にその職員の方、どのようなことをされるのか、これをお聞きしたいのと、それから、これは公民館が行政財産から普通財産に移るわけですが、今の公民館ですね、そうするとその後はどのような考えか、この2点についてお伺いします。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 職員のことでございますが、今度交流プラザのほうは江田島支所の管轄となりますので、そちらのほうの職員として扱われますが、内容については今のところは現行どおりの動きをするというふうに考えております。

それから、現施設、普通財産における施設ですが、今部局内、要は市役所の中でいろいろ検討しておりまして、壊して更地に返すでありますとか、売却でありますとか、いろんなやり方があると思いますので、そこの部分についてはまだ中で協議中ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 財産についてはこれから考えるということで理解しておるわけですが、今の具体的に職員ですよね、どのようにされるかということで、結局支所がない、出張所もないわけですから、やることといえば、地域のまちづくりに関してのお手伝い、あるいは館の運営になりはしないかなと思うんです。そうすると、地域のまちづくり協議会、あるいは自治会等の連携を図って、これを主にやっていただくことが本来の業務に、今度なるのかなというふうに私自身は考えるんですが、そういう考えでよろしいんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それぞれ地域の館に配置されている職員がどのような業務を行うかということについては、以前から議会からも御指摘を受けておるところでございますが、従前にもお答えさせていただいておりますように、地域のそれぞれの館に配置しておる職員については、例えば、公民館であれば公民館の業務はもちろん行わせていただくんだけれども、協働のまちづくりを江田島市は進めておりますので、それぞれ公民館に配置されている職員、いろいろな集会所に配置されている職員は、その地域のまちづくりのお手伝いもさせていただくというのは従前からお答えをさせていただいておりますので、宮ノ原交流プラザに配置されておる職員についても、

公民館活動の運営にも携わりながら、まちづくり協議会の事務でありましたり、自治会の事務のお手伝いをさせていただくということで考えております。

それにつきましては、これから臨時・嘱託職員を採用するに当たりましては、どこの館に配置される職員についても江田島市は協働のまちづくりを進めておるので、本来業務、窓口業務もあるけれども、それ以外に自治会のお手伝いをするように、まちづくり協議会のお手伝いをするようということは職員教育もしっかりしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） これはまだ将来的に考えているかどうかということの1点確認なんですけども、このたび宮ノ原交流プラザを設置するというので、将来的には、例えば自治会であるとか、地域の団体等に指定管理をお願いするというふうな方向性も検討されているのかどうか、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 今の指定管理の話でございますが、地域の団体で地緑団体でありますとか、そういう団体が指定管理を受けていただけるというのであれば、それはこちらのほうからお願いしたいぐらいな話でございますので、地元の自治会でありますとか、いろんな団体と話し合いながら、そのあたりは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第47号

○議長（山根啓志君） 日程第6、議案第47号 沖美市民センター新築工事（建

築) 請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第47号 沖美市民センター新築工事(建築) 請負契約の締結についてでございます。

沖美市民センター新築工事(建築)の請負契約を2億1,384万円で株式会社神垣組と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第47号の説明をいたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

まず、1. 契約の目的は沖美市民センター新築工事(建築) 請負契約です。

2. 契約金額は2億1,384万円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,584万円です。

3. 契約の相手方は、呉市広文化町1番32号、株式会社神垣組、代表取締役 神垣光徳。

4. 工期は、議会の議決を得た日の翌日から平成29年3月13日までです。

平成28年6月9日提出、江田島市長 田中達美。

次に、23ページの入札状況調べをお開きください。

工事名は、沖美市民センター新築工事(建築)です。

工事場所は、江田島市沖美町畑995番地。

入札日時及び場所は、平成28年5月24日火曜日、午前10時20分から江田島市スポーツセンターで執行いたしました。

本市が指名した入札参加指名業者は17社で、そのうち入札辞退を届け出た10社を除く7社で入札を行いました。入札状況は表に示すとおりでございます。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格2億1,946万1,000円(税抜き)でございます。

落札額、1億9,800万円。落札率は90.22%でございます。

なお、工事概要などにつきましては、19ページに工事概要書を、20ページから22ページに配置図、平面図及び立面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第48号

○議長(山根啓志君) 日程第7、議案第48号 三高小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事(建築)請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第48号 三高小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事(建築)請負契約の締結についてでございます。

三高小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事(建築)の請負契約を1億4,299万2,000円で古澤建設工業株式会社と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第48号の説明をいたします。

議案書の24ページをお願いいたします。

まず、1. 契約の目的は、三高小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事(建築)請負契約です。

2. 契約金額は、1億4,299万2,000円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,059万2,000円です。

3. 契約の相手方は、江田島市大柿町小古江1982番地2、古澤建設工業株式会社、代表取締役 古澤英三郎。

4. 工期は議会の議決を得た日の翌日から平成29年3月10日までです。

平成28年6月9日提出、江田島市長 田中達美。

次に、31ページの入札状況調べをお開きください。

工事名は、三高小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事(建築)です。

工事場所は、江田島市沖美町三吉2613番地。

入札日時及び場所は、平成28年5月24日火曜日、午前10時30分から江田島市

スポーツセンターで執行いたしました。

本市が指名した入札参加指名業者は18社で、そのうち入札辞退を届け出た14社を除く4社で入札を行いました。入札状況は表にあらわすとおりでございます。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格1億5,912万円（税抜き）でございます。

落札額1億3,240万円で、落札率は83.21%です。

なお、工事概要等につきましては、25ページに工事概要書を、26ページから30ページにかけて配置図、平面図及び立面図を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますけど、落札率が83.21%となっておるんじゃないけど、これは江田島市の基準に合格しとるんじゃないかと思うんじゃないけど、83%で落ちるんじゃないか、予定価格というのは、これだけの金額でやってもらわんと十分な工事はできませんよというのが基本じゃないかと、私は素人じゃけん、ようわかりませんけど、そうじゃないかと思っとるんですが、それが2割も減額されるようなんで大丈夫なんかなと思うんですが、どうなんですか、この辺は。大丈夫じゃけやったんじゃないかと思うんじゃないか。大丈夫じゃなかったらだめなんで、いや大丈夫ですというのはわかっとるんじゃないけど、どういうふうになんか詳しく説明してください。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 今回の落札率は83.21%ということで、落札率としては低いほうだというふうには認識してございます。

一方で、予定価格というものも、以前から説明をさせていただいておりますけれども、適切な基準に基づき、決まった単価で、標準的な積算を行った上で予定価格を決定していくということで、また、歩切り等も行っておりませんので適正な価格であると。これがあくまで積算であると。官が見積もった価格ということになろうかと思えます。

一方で、落札価格というか、入札価格ということになりますと、今度は企業、業者さんの側に立って積算をされ、現場条件であったりとか、あとは自社の能力等々加味されて、それぞれ会社なりに積算される、見積もりをされる、その上でさらに落札をすると、受注をするということにあたっての企業努力といった部分あるかと思えます。そうした中で、今回予定価格というものは決められたものというふうに判断しております。

議員御指摘のとおり、市のほうにおいては最低制限価格であったり、低入札調査といったものも、制度もございます。それらに基づく基準価格を下回ることはないということで、我々としては適正な入札であったと、これをもってきちんと工事もできるという判断で施工業者さんのほうも入札をされたというふうに理解をしてございますので、問題なく施工できるというふうに判断してございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） もう1点聞きますけど、これはこの最低制限価格というのは幾らなのか、それと、それなら初めからここに1億5,900万出さないでも、1億4,000万とか1億3,000万で出して、すればええと思うんじゃないけど、予定価格というのはあくまでもそれだけの金額をかけんかったら工事はうまいぐあいにいきませんよというのが基本でしょ。どうも合点いかんのじゃけど。もう一遍ちょっと、最低制限価格は幾らなんです。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） まず基準価格という部分の公表の部分なんですけれども、基準価格の算定式については公表させていただいております。ただ、工事ごとに基準価格というのは変わってまいります。それは工事費の内訳だったり、諸経費の部分によって計算式がありますので、その工事ごとに基準価格というのは変わってまいります。

今後の入札等にも支障が出てはいけませんので、率については非公表というふうにさせていただきますというふうに思います。

今回予定価に対してかなり低い幅があるということになろうかと思えますけれども、あくまで公共の調達という部分において、市場経済、市場主義といいますか、ある程度の企業の競争というものも当然入ってまいります。その中で、官のほうで積算する価格と、どうしても企業のほうで見積価格というのは差は出てくると。その差をどこまで供用するかという部分が最低制限価格の基準価格をどう設定するかという部分になってこようかと思えます。その設定方法については、さまざまな考え方があろうと思えますので、そちらについて今が絶対正しいということではないかもしれませんが、その価格について今後検討するというのであれば、それは検討課題だというふうには思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） きのう、公契約条例の制定を求める一般質問がありましたけど、そういうような仮に江田島市でも、条例ができたりしたら、やっぱりその企業の従業員の賃金とかいろんなことを勘案しながら、こういう契約ができるんじゃないと思うんじゃないけど、そういうことを考えたらやっぱり82%とか81%とかじゃなくて、せめて最低90%とか95%ぐらいの数字で落ちるようなのを考えてもらわなきゃ仕事はできんと思うんじゃないけど。これ最後に言うて終わりますけど。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私はこの大規模改修、耐震補強出るたんびに不信に思うところがあるわけで、いわゆるこの建物は昭和45年に建築されて、経過が46年、いわゆる耐用年数も来ておるような施設なんですね。それで工事費の予定価格を見ると2億2,000万ぐらいですか。ほとんど新築できる単価であるんですが、よう我々が要望等と言ったときには、費用対効果ということを使うんですが、この施設について、大規模改

修をするんですが、費用対効果はどうですか。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 従前からそのことはずっと検討課題にはなっておりますが、前にも話がありました。体育館につきましては既定の方針として耐震補強、大規模改修という方針を定めていっておりますので、その部分については、あとこれが最後になるのではなかったかと思うんですが、ちょっと資料を手元にもってないので答えにくいところがございますが、その方針のもとにずっと続けてきておるといえるのがありますので、まことに申しわけございませんが、この部分については御理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） これは体育館は最後でしょうが、これからまだあるかと思うんですよね。そこらもよく吟味してもらって、やってほしいんです。要は、費用対効果というたら、建てかえたほうがよいという結果に私はなると思うんですよ。それは本当に心配しておるわけなんです。耐用年数済んでおるんですよ。これ大規模改修しても耐用年数は変わらなんでしょう。そこらをもっとよく考えて、これからお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第49号

○議長（山根啓志君） 日程第8、議案第49号 平成28年度江田島市一般会計補正予算第1号を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第49号 平成28年度江田島市一般会計補正予算第1号でございます。

平成28年度江田島市の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,691万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億1,691万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第49号 一般会計補正予算第1号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の12、13ページをお願いいたします。

最初に、歳入からでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度に伴う個人番号カード交付事業費補助金の増額補正です。

2目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金給付事業に係る給付費補助金及び障害遺族基礎年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業に係る給付費補助金、両給付金に係る事務補助金の増額補正を、児童福祉費補助金で子供のための教育保育事業費補助金の増額補正を行っております。

19款、1項、1目繰越金は、前年度繰越金を一部予算化し、財源とするものです。

20款諸収入、5項、4目雑入は、地域おこし協力隊員などの保険料個人徴収金、職員駐車場負担金の増額補正です。

続いて、歳出でございます。

今回の補正予算の主な内容は、新本庁舎移転、公共施設再編に伴います施設維持管理費の予算の組み替え、臨時給付金給付事業、個人番号カード交付に係る費用、制度改正に伴うシステム改修費用などを計上いたしております。

それでは、14、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、総務一般管理事業費で通信運搬費を、庁舎維持管理事業費で光熱水費各委託料など、本庁舎移転に伴う費用の増額補正を行っております。

3目財政管理費は、本庁舎移転に伴う消耗品の増額補正です。

5目財産管理費は、職員駐車場用地の土地借り上げ用の増額補正などです。なお、財源として職員駐車場負担金を充当しております。

6目企画費は、中山間地域の地域づくりの担い手確保や課題解決を通じたつながりづくりを目的に、県が実施しております里山ウェブ拡大プロジェクトへの参加のための事業費の増額補正です。

16、17ページをお願いします。

8目交流促進費は、地域おこし協力隊員の社会保険料の増額補正です。これは、当初の見込み誤りによるものでございます。

13目支所費は、本庁移転に伴い廃止される大柿支所管理運営事業費の減額補正及び新たに設置される能美支所管理運営事業費の増額補正です。

18、19ページをお願いします。

14目集会所施設費は、宮ノ原交流プラザの開設に伴います維持管理費用及び嘱託員報酬などの増額補正です。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、昨年から施行の社会保障税番号制度に伴います個人番号カード交付に係る委託料の増額補正及び能美支所に移管する鹿川高田出張所嘱託員報酬の減額補正です。

20、21ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、社会福祉一般事業費で本庁移転に伴う大柿分庁舎の維持管理費を総務費へ移管するための減額補正及び臨時福祉給付金等給付事業費で臨時福祉給付金及び事務費の増額補正を行っております。

22、23ページをお願いします。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、制度改正に伴う児童扶養手当システム改修費の増額補正です。

3目保育園費は、制度改正に伴う子ども子育て支援システム改修費の増額補正です。

24、25ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、災害時における江田島市医師連合との通信連絡手段を確保するための無線機リース料の増額補正です。

5目保健センター費は、能美保健センターの雨漏りその他修繕料の増額補正です。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、大柿高校グラウンドの芝生化事業に対する補助金の増額補正です。

4項社会教育費、3目公民館費は、宮ノ原公民館の廃止に伴います嘱託職員報酬等の減額補正です。

なお、26、27ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,691万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億1,691万8,000円とする一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますが、24、25ページに大柿高校の芝生化事業補助金というのがありますが、これ具体的にどういうふうにするのか教えてもらえますか。

○議長（山根啓志君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 大柿高校芝生化事業補助金でございますが、市のほうに

大柿高校を育てる会とか、大柿高校同窓会の方々から要望書が届きました。これからグラウンドを芝生化するのに地域を挙げて、高校を挙げてやっているの、市のほうも少しお手伝いをしてもらえないかということで、来られました。

その中で、今回予算に上げさせていただいたのは、草刈り機と散水台車というものでございます。散水する車でございます。この2つのものについて補助をしていこうというふうに今考えています。芝生の維持管理をするのにどうしても必要だということでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ということは、いわゆる芝を刈る機械と水をまく機械を買うということなんですね。

それで、芝の管理はどこがするんですか。大柿高校がするんですか。

○議長（山根啓志君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 当然大柿高校の芝生でございますので、管理は大柿高校がするようになると思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 15ページの真ん中辺の委託料、178万4,000円のエレベーターとか自動ドアとか、新庁舎になるところの増額になっているという、ここらは見込み違いなのか値上がりしたためになったのか。それと17ページ、一番下から2段目の光熱水費348万も見込み違いだったのかとかですね、19ページ、委託料のところ、全部ここらは見込み違いなのかどうだったのか、そこらをちょっと教えてください。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 今回、本庁の管理費ですとか支所の管理費で組み替えを行っておりますのは、例えば、現在の本庁舎でありますと、本庁の庁舎は財政課が管理しておりますので、本庁の維持管理に係るものは財政費のほうに予算を組んでおりますが、今度、今管理しておる本庁舎は能美支所になりますので、本庁舎として管理している能美支所の管理にかかわる部分を支所費のほうに組み替えて、今大柿庁舎を管理しておりますのは社会福祉課が主に管理しておりますので、社会福祉費のほうに組んでおります維持管理費を本庁舎の維持管理費のほうに組み替えるということで、大きな金額の変更を伴うものではございませんで、管理をしている所管の部門に合うようにその予算を置きかえたというふうに読み取っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 宮ノ原交流プラザに関連することをちょっとお聞きしたいんですが、19ページに、今度集会所のほうになるんじゃないかと思うんですが、この鍵

管理業務委託料、これが宮ノ原公民館の場合、公民館の管理委託料だったんですが、これに変わるものと解釈してよろしいのでしょうか。

それから、同じくこの19ページに、交流プラザをやるときに一応ここへ宮ノ原は集中するよということで、大原老人集会所と石風呂集会所は地域のほうで管理をしてほしいということであったんですが、それで、このたび補修が予算化されていないんですが、この2点についてお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 今回の鍵管理の件につきましては、おっしゃるとおりで、今の形を継続していくという形になっております。それから、大原、石風呂老人集会所につきましては、地元のほうに移管していくということを考えておりますので、その辺のあたりの協議を行った上でどういうふうにしていくかというのを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 大原と石風呂の集会所については、部分的に補修を要求しておるわけですね、これをこれから地域と話をするのでありましたら、ぜひ修繕をやっていただきたいという要望です。

それと、さっきの鍵管理ですよ、鍵管理を上げて公民館の嘱託員の報酬がそのままいくのか、改めてここで集会所のほうで鍵管理という形をとられるのか、そこらをちょっと確認したいんですが。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 鍵管理のほうにつきましては、そのまま今の予算を組み替えておるという形になっておると考えております。それから、石風呂老人集会所と大原の老人集会所の補修、修繕料の件ですが、それは当初予算で組み上げてあるのがまだありますので、それで対応していくと。今年度についてはそれで対応していくということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第50号

○議長（山根啓志君） 日程第9、議案第50号 平成28年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第50号 平成28年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,320万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） それでは、議案第50号 平成28年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

このたびの補正予算は、国民健康保険の広域化に伴うシステム改修に係る費用の補正をお願いするものでございます。

現在、平成30年度からの国民健康保険の県単位化に向けて準備を進めているところでございますが、県が財政運営を行うに当たり、各市町の国保事業費納付金や標準保険料率の算定を行うシステムを、本年10月に導入する予定となっております。

このシステムに提供する本市の情報を抽出するために、本市のシステムの改修を行う必要が生じたものであります。

では、歳入歳出補正予算、事項別明細書にて説明いたします。

まず、歳入につきまして、明細書の32ページ、33ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国保システム改修補助金の1節国保システム改修補助金が増額補正となります。

続きまして、歳出、34ページ、35ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の004国保システム改修事業費におきまして、13節委託料の増額補正です。

以上で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,320万5,000円とする国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）の説明を終わります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 発議第6号

○議長（山根啓志君） 日程第10、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

2番 酒永光志議員。

○2番（酒永光志君） 発議第6号 平成28年6月10日。

江田島市議会議長 山根啓志様。

提出者 江田島市議会議員 酒永光志。賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 片平 司、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 中下修司。

「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣でございます。

内容につきましては別紙のとおり御参照願います。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行

います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、平成28年第3回江田島市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

(閉会 11時12分)